

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、小・中・義務教育学校又は中等教育学校前期課程に通うお子さんが経済的に安心して学校生活が送れるよう、学用品費や給食費などの一部を支給する「就学援助制度」を設けています。就学援助とは、教材費、給食費、修学旅行積立金等の費用を免除するものではなく、これらを納入した費用分に対し、その一部を援助するものです。就学援助を希望される方は、このお知らせを参照のうえ、学校へお申し込みください。

なお、家計急変により経済的困難が認められる場合についても申請の対象となりますので、裏面必要書類を参照のうえ、学校へお申し込みください。

1 援助を受けることができる方

公立小・中・義務教育学校又は中等教育学校前期課程へ通うお子さんがいる保護者のうち、次の（１）から（３）のいずれかに該当する方

- （１）生活保護を受けている方
- （２）経済的にお困りの方で、世帯全員の年間収入額が、おおむね下表の金額より少ない方
- （３）特別な事情により（２）に準ずる方

※ 特別な事情とは、世帯状況の変化（死亡、離婚等）や転職、退職、火災、事故等により生計に著しい変化が生じた場合等です。

家族構成の参考例		世帯全員の収入額	
		持ち家	借家・借間
2人	父または母 小学生	246万円	259万円
	父または母 中学生	256万円	270万円
3人	父 母 小学生	265万円	278万円
	父または母 小学生 幼児	319万円	329万円
	父または母 小学生 小学生	324万円	337万円
	父または母 中学生 小学生	334万円	348万円
4人	父 母 小学生 小学生	327万円	340万円
	父 母 小学生 中学生	340万円	353万円
	父または母 小学生 小学生 祖父または祖母	360万円	373万円
	父または母 小学生 中学生 祖父または祖母	373万円	387万円
5人	父または母 小学生 小学生 祖父 祖母	384万円	398万円
	父または母 小学生 中学生 祖父 祖母	395万円	408万円
	父 母 小学生 小学生 中学生	394万円	407万円

上記表の金額は、目安です。また、令和8年4月時点の認定基準により試算した金額のため、変更の可能性あります。

- ・家族構成、年齢などによって金額は異なります。この目安額を超過しても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。
- ・世帯全員の収入額は、同一の敷地内に住んでいる方（祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄弟も含む）全員の収入額の合算になります。
- ・収入額には、各種年金や手当（障害年金、児童扶養手当等），親族からの援助や養育費なども含みます。
- ・住民票上世帯分離していても、同一敷地内に居住の場合は同居家族とみなし、収入の合計額に含みます。
- ・住宅ローンなど債務の返済は考慮できません。

2 援助の内容

- (1) 要保護（生活保護を受けている）者には下表の費目のうち、修学旅行費、医療費（う歯）が支給されます。
 (2) 準要保護（生活保護ではない）者には下表の費目が支給されます。

費 目	小学校（義務前期）		中学校（義務後期，中等前期）	
	1 学年	2～6 学年	1 学年（義務 7）	2.3 学年（義務 8.9）
学用品費・通学用品費・校外活動費（泊無）	13, 230 円	15, 500 円	25, 040 円	27, 310 円
新入学児童生徒学用品費（※1）	64, 300 円		81, 000 円	
学校給食費			実費	
修学旅行費			3 学年 修学旅行援助対象経費全額	
宿泊を伴う校外活動費	3, 690 円以内		6, 210 円以内	
体育実技用具費（柔道着）			7, 650 円以内	
クラブ活動費（※2）	2, 760 円以内		30, 150 円以内	
児童生徒会費	4, 650 円以内		5, 550 円以内	
P T A会費	3, 450 円以内		4, 260 円以内	
医療費	学校保健安全法施行令第 8 条第 1 項第 5 号に規定する疾病（う歯）の治療に要した費用。			
卒業アルバム代等	6 学年 11, 000 円以内		3 学年 10, 000 円以内	
オンライン学習通信費	15, 000 円以内			

・給食費以外はすべて年額です。年度途中から認定となった場合、支給できる費目、金額が異なります。

・費目及び金額は令和 8 年 4 月時点のものであり、変更の可能性があります。

※1 新入学児童生徒学用品費は、前年度に就学援助費の入学前支給を受けた場合は、支給しません。

※2 クラブ活動費の請求は、領収書等が必要となりますので、各自で保管の上、学校にご提出願います。

3 就学援助を希望する場合の手続き

- ・就学援助の申請書類は、学校に用意してありますので、お子さんの通学している学校へ申請をしてください。年度当初申請の締切日は各学校にご確認ください。（前年度に就学援助を受けていた方も、毎年度申請が必要です。）
- ・年度途中の申請も受付しております。毎月 10 日までに申請し認定された分は当月から援助対象とします。
- ・申請の際には、就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、必要に応じて世帯全員の収入が分かる書類（下表を参考にしてください）を付けて提出してください。

収入の状況	収入を証明する書類（コピー可）
給与収入のある方（※1）	令和 7 年分源泉徴収票（確定申告をしている方は申告書の控え）
自営業等事業所得のある方（※1）	または、令和 8 年度課税証明書（令和 8 年 6 月以降に発行できます）
勤務先の業績悪化・転職等で、前年より収入が減った方	直近 3 ヶ月分の給与明細書・収入が確認できる書類（賞与がある場合には賞与額の分かる書類）
無職・休職中の方	① 失業給付を受けている場合は受給資格票 ② 離職証明書等
年金・児童扶養手当を受給の方	① 年金額改定通知書・年金振込通知等 ② 児童扶養手当受給証書等
世帯全員が無収入の場合	就学援助費受給申請書に、どのような手段で生活をしているのかを詳しく記入してください

・あてはまる収入が複数ある場合、それぞれの収入の証明書類をすべて提出してください。

・収入の証明書類については、内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。

※1 市内居住であれば基本不要ですが、税情報が確認できない場合（市外で住民税が課税されている、未申告である等）には、必要になります。

4 認定方法及び支給方法

- ・就学援助費受給申請書に記入した内容を確認するため、担当民生委員（児童委員・主任児童委員）が家庭訪問をする場合がありますので、その際は調査にご協力をお願いします。
- ・認定の可否については、申請書類等に不備がなければ、年度当初に申請された場合、令和 8 年 6 月末頃に結果を郵送します。
- ・認定された場合の援助費は、口座振込による支給を予定しておりますが、学校を通して保護者へ支給する場合があります。また、費目によっては現物での支給となる場合があります。

5 問い合わせ先 ひたちなか市教育委員会事務局保健給食課 電話：029-273-0111（内線 27341，27342）